

平成23年度事業計画

1. 一般社団法人へ移行する。

ここ2年間の検討結果を踏まえ、平成23年度中に移行認可を受け、一般社団法人として新たなスタートをする。なお、具体的な手順は次のとおりであり、移行後の法人の概要は、下記のとおりである。

- (1) 定款および諸規定類の案の作成
- (2) 公益目的支出計画の作成
- (3) 栃木県との事前協議
- (4) 臨時総会において定款（案）の承認
- (5) 移行認可の申請

移行後の法人の概要

- ①社員20名～30名程度の小規模な法人とする。
- ②機関は社員総会と理事のみのシンプルなものとする。
- ③支部は廃止する。
- ④定率会費に加え、定額会費も徴収する。
- ⑤移行にあたって臨時会費を徴収する。
- ⑥社員は必ず役員を引き受けることを承諾し、数期に一度は必ず役員になる。
※詳細は、別添資料「一般社団法人設立準備委員会の答申書」を参照

2. 関係諸機関との協議

一般社団法人への移行に伴い、事務手続等も変更になることから、スムーズに移行ができるよう契約先等関係諸機関への説明を行なう。

3. 社員への説明

移行後の法人は社員にとって義務の多い法人となるため、各社員に移行後の法人について説明のうえ、それでも社員として残っていただけるやる気のある社員を勧誘するとともに、移行後の法人に賛同いただけない社員からは退会届を提出していただき、移行がスムーズに行なわれるよう努める。

なお、本事業計画（案）が否決された場合には、臨時総会において解散の提案をせざるを得ないこととなると思われますので念のため申し添えます。